

「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）（案）」にお寄せいただいた御意見等と市の考え方

※文言修正により、パブリックコメント時と回答時で計画案の記載ページにずれがあります。

受付 番号	御意見	市の考え方
1	<p>p.27 1 総論 第2章 高齢者を取り巻く状況</p> <p>・高齢者あんしんセンターの認知度はアンケートで 52.7%、全く知らない人が 32.6%である。認定を受けていない一般の市民の認知度が心配だ。介護の初手の相談窓口としてもっと認知度を高める必要がある（医療機関内との連携やLINE 等を使った広報など）。</p> <p>（出典が介護保険サービスアンケートと書いてあるが、P16 のアンケート実施概要にある「介護保険サービス調査」のことでしょうか）</p>	<p>P.27</p> <p>相談窓口の認知度を高める工夫については、「I 総論」の「第2章 高齢者を取り巻く状況」の（8）介護保険サービスの充実に盛り込まれております。</p> <p>また、P.27 の「介護保険サービスアンケート」の表記は正しいもので、P.16 のアンケート実施概要に記載の「介護保険サービス調査」が誤りでしたので、「介護保険サービスアンケート」へ修正いたしました。</p>
2	<p>p.34 第1章 健康づくりの推進</p> <p>1月に施行されている「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では治療や予防、診断に関する研究開発を推進する視点が挙げられています。そのためには現在、治療や介護している方からの声や状況、症状を聞くことが大切になると思います。認知症に関しては治療や投薬、診断について、病院や医師などで対応方法・方針がさまざま、薬の処方についても明確な基準がないと感じられます。国や医師会、医師からと意見交換を行い統一して対処していただきたい。また、薬を使っている方、家族から、その反応や結果をその都度、日々、定期的に明示しオンラインで報告できる仕組み、サービスがあると医療側や製薬関係者にもメリットがあると思います。国や自治体では IT、デジタル化を進める方針がありながら、このようなシステムは充実していません。治療</p>	<p>貴重な御意見として関係機関と情報共有してまいります。</p>

	<p>に対して取り組みが進む施策を用意していただきたい。</p>	
3	<p>p.34 第1章 健康づくりの推進</p> <p>聴力の衰え・難聴は認知症の危険因子の一つとされています。生活習慣病予防や口腔の健康づくりの推進などは取り上げられていますが、新潟県の自治体のように聴覚に対するケア、予防の重視、補聴器の補助などの取り組みも必要ではないでしょうか。</p>	<p>P.70</p> <p>聴覚に対するケアや予防については、「Ⅱ 各種施策の進め方」の「第5章 介護予防・生活支援の推進」の1介護予防の推進（4）介護予防に資する通いの場の普及・啓発の中に盛り込まれております。</p> <p>また、補聴器購入補助制度については、国の施策の動向を注視しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>p.34 第1章 健康づくりの推進</p> <p>高齢者や認知症の方は、医療機関で長い時間待ってられない、同じ姿勢を保つのが困難、医師や看護師からの説明を理解し覚えるのが難しいことから、診察時の検査や健康診断・人間ドックを受け、健康の維持や管理、データ化、家族が把握することが困難になっています。ICT事業や普及については、介護ロボットや介護事業所の生産性向上については国や自治体で取り組みが明記されています。しかし、健康づくりの推進に関してICTやAIを利用した当事者向けの支援が記載されておらず、現実にも進んでいません。他自治体で行われている、シニア向け健康管理スマートウォッチ、ウェアラブル機器の購入補助など デジタル機器普及促進策などに取り組んでいただきたい。</p>	<p>P.37 P.44</p> <p>ご意見の趣旨を含む事業については、「Ⅱ 各種施策の進め方」の「第1章 健康づくりの推進」の1健康寿命延伸に向けた取り組み、「第2章 生きがいづくり・社会参加の推進」の2生涯学習等の支援（5）ICTの活用の中に盛り込まれております。</p>
5	<p>p.36（4）として高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事業に関する記載がありますが、事業の内容が抽象的と思われるので、実施する事業の主な内容を記載してはいかがでしょうか。</p> <p>「日常生活圏域を単位として、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）及び通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を行います。」</p>	<p>P.38</p> <p>御意見を踏まえ、下記の通り文言を修正いたしました。</p> <p>「日常生活圏域を単位として、高齢者に対して低栄養・生活習慣病等の重症化予防に関する相談・指導等を行う個別的支援（ハイリスクアプローチ）及びフレイル予防等の啓発活動や健康教育・健康相談等による通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプ</p>

	<p>↓</p> <p>「日常生活圏域を単位として、高齢者に対して低栄養・生活習慣病当の重症化予防等に関する相談・指導等の個別的支援（ハイリスクアプローチ）及び各種の通い場においてフレイル予防等の啓発活動やフレイル予防等の健康教育・健康相談等を実施する通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を行います。」</p>	<p>ローチ）を行います。」</p>
6	<p>p.37（4）歯科口腔検査</p> <p>「・・・福島県後期高齢者医療広域連合と連携し、2024（令和6）年度から80歳を対象に加えることにより、（中略）効果的・効率的なオーラルフレイルの実施につなげます。」と記載されていますが、すでに実施している75歳も記載しておくべきではないでしょうか。また、オーラルフレイルの実施とありますが、オーラルフレイルの予防ではないでしょうか。さらに、「高齢者の歯科口腔に関する現状把握を的確に行う」とは、どのような事業（実態調査や後期高齢者検診の質問票による調査？）を行うのでしょうか？</p> <p>↓</p> <p>「・・・福島県後期高齢者医療広域連合と連携し、これまで実施してきた75歳に加え、2024（令和6）年度から80歳を対象に加えることにより、（中略）に行い、効果的・効率的なオーラルフレイルの予防につなげます。」</p>	<p>P.39</p> <p>御意見を踏まえ、下記の通り文言を修正いたしました。</p> <p>「……福島県後期高齢者医療広域連合と連携し、これまで実施してきた75歳に加え、2024（令和6）年度から80歳も対象とし、口腔ケアに対する意識向上や早期治療を促進するとともに、高齢者の歯科口腔に関する現状把握を的確に行い、効果的・効率的なオーラルフレイルの予防につなげます。」</p> <p>また、取り組み内容としては、福島県後期高齢者医療広域連合の事業を想定しております。</p>
7	<p>p.42 2 各種施策の進め方 第2章 生きがいづくり・社会参加の推進</p> <p>3. 高齢者の就労対策</p> <p>・就労者個人を対象にしたものだけでなく、高齢者の活動グループでの事業請負など、柔軟に考えることで、シニア世代のICT化と連動させることもでき、高齢者が活躍できる機会が増えるのではないかと。</p>	<p>P.44</p> <p>高齢者の就労対策につきましては、「II 各種施策の進め方」の「第2章 生きがいづくり・社会参加の推進」の3 高齢者の就労対策（1）高齢者の就業機会の確保の中に盛り込まれております。</p>
8	<p>p.45 1 安全・安心な環境づくりの推進（2）防災体制の強化</p> <p>災害に備え自分でできることを考え、対応する「自助」が重要と読み取れますが、そのために、要配慮の方や家族が福祉避難所に直接避難できる体制を整</p>	<p>P.47</p> <p>個別避難計画の作成促進については、第4回郡山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(地域包括ケア計画)策定庁内検討会におい</p>

	<p>え、福祉避難所に直接避難する経路を確保する必要があると考えます。福祉避難所についての情報公開、減災意識の啓発を具体的に進めていただきたい。また、避難所が開設できない、原発事故のように地域から逃げるしかないという事態を想定し、他自治体や都道府県の協力を早期に確保し、要配慮者の受入れを迅速に可能とする計画を進めていただきたい。</p>	<p>て、「Ⅱ 各種施策の進め方」の「第3章 生活環境の充実」の1 安全・安心な環境づくりの推進（2）防災体制の強化の中に追加することとしたところであります。貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>また、万が一、市外等への避難が必要となった場合は、「郡山市地域防災計画」に定められているとおり、近隣の地方公共団体等と連携を図り、対応してまいります。</p>
9	<p>p.48 1 安全・安心な環境づくりの推進（7）高齢者の交通手段の確保 郡山市の地域性、広域性を考えると、現状の対策は無理があるように思える。国が進めるライドシェアや自動運転など関連する施策やサービスとあわせ取り組みを明示していただきたい。</p>	<p>公共交通をはじめとする移動手段の確保については、新たなモビリティサービス等を含め本市「郡山市総合交通計画マスタープラン」に記載しているところであり、今後も交通に関する技術革新の動向を注視してまいります。</p>
10	<p>p.56 2 各種施策の進め方 第4章 相談・支援体制の充実 1. 相談支援・情報提供の充実 P56 働き盛りの介護負担が社会問題となっている。平日夜や、休日の介護者向けの相談、「ビジネスケアラー」向けの相談の充実も図ってほしい。</p>	<p>P.58 介護負担の相談については、「Ⅱ 各種施策の進め方」の「第4章 相談支援体制の充実」の1 相談支援・情報提供の充実の中に盛り込まれております。</p>
11	<p>P58 ・介護予防・生活支援サービスの充実について 具体的に場所やサービスが市民に分かりづらい。「いきいき100歳体操」以外の通い場も一覧表やマップ、運営者同士のネットワークづくりを郡山市でより広く支援していただきたい。また、運営者の高齢化で継続が困難にならないよう支援をお願いしたい。</p>	<p>P.61 通いの場への支援については、「Ⅱ 各種施策の進め方」の「第4章 相談支援体制の充実」の2 日常生活を支援する体制整備の推進（3）介護予防・生活支援サービスの充実（4）住民主体の取り組みの支援に盛り込まれております。</p>
12	<p>p.70 1 普及啓発・本人発信支援（1）認知症に関する普及・啓発 講演会や講座等による普及・啓発、とあります。現在、介護中の方や認知症の症状に不安を抱えている方は、時間的にも精神的にも外出する余裕がなく、</p>	<p>講演会やセミナーは、会場参加とオンライン参加を合わせたハイブリッド方式で開催しております。</p> <p>参加者への配慮については、各事業の中で個別に検討してまいり</p>

	話を聞いて質問する機会が持てないのが現状です。講演会や介護セミナーを開催する際にはオンラインでの開催や、いつでも視聴できるように動画を公開するなど取り組みを進めてほしい。また、講演会や研修の際には認知症の方を別室で待っていただける場所を用意し、家族が病気や症状を十分に学べる体制を整備してほしい。	ます。
13	<p>p.70 1 普及啓発・本人発信支援（2）認知症の方本人からの発信支援</p> <p>認知症の方や家族が安心して暮らしていくためには、生活の安定が必要になります。特に若年性認知症の方は、早期退職や仕事の継続を諦めないといけない状況になります。診断後も働き続け、好きなことが続けられるよう、企業や経済界に課題を提起し、活動場所が十分用意できるよう、施策や支援を充実させることが必要です。働きながら過ごせるデイサービスやサードプレイスとしての居場所を運営している団体への支援を実施していただきたい。</p>	<p>P.80</p> <p>若年性認知症の方への支援については、福島県が設置した若年性認知症コーディネーターと連携しながら、就労支援等社会資源の情報共有などを行っており、「II 各種施策の進め方」の「第6章 認知症施策の推進」の4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援（1）若年性認知症の方への支援に盛り込まれております。</p> <p>P.78</p> <p>また、認知症の方、家族、地域住民、専門職など、誰でも参加でき、集う場所である認知症カフェ（オレンジカフェ）を委託設置しており、「II 各種施策の進め方」の「第6章 認知症施策の推進」の3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援（3）認知症カフェ（オレンジカフェ）に盛り込まれております。</p>
14	<p>p.70 1 普及啓発・本人発信支援（3）認知症サポーター養成講座</p> <p>ヤングケアラーという課題が本書に指摘されています。こども、児童、学生の世代にも認知症という病気、保険、福祉制度について知ってもらえるよう、サポーター養成講座にとどまらず、将来の職業選択の一つとして捉えてもらえるよう、教育委員会や学校、こども食堂などにも働きかけ、教育関係者と総合的に取り組む施策を明記していただきたい。またこどもたちの親世代にも啓発するために経済界（商工会や法人会、青年会議所など）にも啓発を行う必要があると考えます。</p>	<p>P.75</p> <p>認知症の普及・啓発については、「II 各種施策の進め方」の「第6章 認知症施策の推進」の1 普及啓発・本人発信支援（1）認知症に関する普及・啓発に盛り込まれております。</p>

15	<p>p.72 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</p> <p>認知症になった場合や介護が必要な場合の相談窓口について、診断を受けた直後から病院などで当事者同士が話し合えるピアサポート体制が宮城県仙台市などで進んでいます。市が認知症疾患医療センターや初期集中支援チームの意識の高い先生がおられる医療機関に働きかけ、認知症本人や家族同士が話し合える相談の部屋、窓口、場所を医療機関内に用意できる施策を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>P.77</p> <p>認知症の診断直後の支援体制づくりについては、「Ⅱ 各種施策の進め方」の「第6章 認知症施策の推進」の3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援（1）認知症地域支援推進員（2）認知症初期集中支援チームに盛り込まれております。</p>
16	<p>p.75 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援（3）地域の認知症バリアフリーの推進</p> <p>郡山市は大学、病院、医療に関する研究機関が集中しています。それぞれの知見を集結して住居・交通・福祉・医療・看護・介護等の分野を横断した研究や取り組みを、認知症バリアフリーに活かし、市民に反映してほしい。</p>	<p>P.80</p> <p>認知症バリアフリーへの推進については、「Ⅱ 各種施策の進め方」の「第6章 認知症施策の推進」の4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援の中に盛り込まれております。</p>
17	<p>その他 介護離職について</p> <p>本案では、介護離職というキーワードが3カ所明記され、介護施設やサービス整備、充実の視点で取り上げられています。ですが、介護離職については、企業側の理解浸透、相談先の明示・確保、介護休業休暇などの周知が必要と考えます。企業側に介護や認知症の必要性を働きかけ、会社に在職しながら介護が続けられる環境整備の充実につながる施策や取り組みを挙げていただきたい。具体的には健康診断やメタボ対策を進め社員の健康管理に注視する「健康経営」という取り組みの中で認知症の理解や介護離職ゼロの取り組みを指標として設けていただきたい。</p>	<p>P.58</p> <p>会社に在職しながら介護が続けられる環境整備の充実につながる施策や取り組みについては、「Ⅱ 各種施策の進め方」の「第4章 相談・支援体制の充実」の1 相談支援・情報提供の充実の中に追記しました。</p> <p>なお、介護離職ゼロの取り組みの指標については、算出が困難であるため見送らせていただきます。</p>
18	<p>その他 計画の周知について</p> <p>今回の計画や施策は高齢者や認知症の方が増えていく中で重要な位置付けになります。他道府県の自治体のように住民向け説明会を開催したり、概要やポイントを動画で配信したりするなど意識が高まるよう周知していただきたい。</p>	<p>郡山市公式ウェブサイトへの掲載や市政きらめき出前講座の開催などを通じて普及・啓発に努めておりますが、更なる周知を図るため、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>